



平成 22 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社東日本銀行
 代 表 者 名 取締役頭取 鏡味 徳房
 (コード番号 8536 東証第 1 部)
 問 合 せ 先 経営企画部長 本田 修
 (TEL . 03 - 3273 - 4073)

自己株式（第一回優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ

当行は、平成 22 年 12 月 27 日開催の取締役会において、平成 23 年 2 月 25 日に臨時株主総会を開催し、会社法第 156 条第 1 項及び会社法第 160 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、第一回優先株式(以下「本優先株式」といいます。)を株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」といいます。)から取得することについて付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、取得する本優先株式に関しましては、取得後直ちに消却を行う予定です。

記

1 . 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	第一回優先株式
(2)取得する株式の総数	10,000,000 株
(3)株式の取得対価の内容	金銭
(4)株式の取得価額の総額	20,000,000,000 円に経過優先配当金相当額を加えた額
(5)株式を取得できる期間	平成 23 年 2 月 25 日開催予定の臨時株主総会終結の時から平成 23 年 3 月 30 日まで

(注 1) 第一回優先株式(以下「本優先株式」といいます。)を取得するのと引き換え交付する金銭の額(以下「取得価額」といいます。)は、現時点では、本優先株式 1 株につき、本優先株式の払込金額相当額 2,000 円に本優先株式に係る経過優先配当金相当額(平成 22 年 10 月 1 日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数に優先配当金 22 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額(円位未満小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を切り上げる。))を加えた額とする方向で検討しておりますが、最終的には関係当局の承認を得ることが条件となります。

(注 2) 上記の内容については、関係当局の承認が得られること及び平成 23 年 2 月 25 日開催予定の当行臨時株主総会において、「自己株式(第一回優先株式)の取得の件」が承認可決されることを条件いたします。

2 . 自己株式の取得を行う理由

当行は、平成 13 年の新潟中央銀行の営業の一部譲り受けに当たり、同年 3 月 31 日、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下、「早期健全化法」といいます。)」に基づき、整理回収機構を引受先として本優先株式 200 億円を発行いたしました。

以来当行は、公的資金による資本基盤の強化のもと、地域金融機関としての責務を果たしていくために当該資本をお取引先に対する円滑な資金供給等に活用し、併せて、「経営の健全化のための計画」に沿って経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当行は、当該法律の趣旨に適う経営の健全性が確保され、平成 22 年 12 月 6 日に公表された株式会社日本格付研究所の格付けにおいても、評価が A - (ネガティブ) から A - (安定的) に引き上げられました。

また、平成 22 年 9 月末現在、公的資金の返済財源として剰余金が 283 億円確保できており、公的資金 200 億円を返済した場合の自己資本比率も 9.6% と注入直後の自己資本比率 8.9% を上回っております。

本優先株式には当行の普通株式を対価とした取得請求権及び平成 23 年 3 月 31 日をもって普通株式に一斉転換される取得条項が付されております。仮に、一斉転換が行われた場合、既存株主の皆様にとって株式価値の希薄化が生じるとともに、配当負担の継続による社外流出の増加が生じる懸念もあります。また、一斉転換が行われた場合には、公的資金返済の見通しが立て難くなり、経営の自由度が制約された状況が長期にわたり継続する懸念が生じます。

このような状況を踏まえれば、当行としては公的資金を速やかに返済することが適切であり、法律の趣旨にも適うものと考えます。当行は、既に平成 22 年 6 月開催の定時株主総会を含め 3 度にわたり、本優先株式を上限 220 億円で取得する枠を設定することについて決議を受けてきたところです。今回の本優先株式の取得価額は、株主総会から授権された金額の範囲内ではありますが、これまでの定時株主総会における決議に従い「実際の取得につき、関係当局と協議」を行った結果、その意向も踏まえ、具体的な取得価額及び当該価額で取得した場合の株主への影響等について改めて株主の皆様には十分な説明を尽くし、ご理解をいただくことが適当であると判断されたため、臨時株主総会を開催し特別決議をもってそのご承認を得たいと考えております。

3. 取得価額に関する事項

上記 1 (4) に記載されている本優先株式の取得価額の総額は、早期健全化法の趣旨・目的、公的資金としての性格(整理回収機構においては、国民負担を回避する観点から、本優先株式の発行総額以上での売却が必要となることを含みます。)、中間配当基準日以降取得日までの経過優先配当金相当額、第三者算定機関である山田 F A S 株式会社による本優先株式の算定結果、当行の財務状況、経営成績及び業績見込み、公的資金の返済が当行の企業価値・株主価値に与える影響、当行を取り巻く市場環境・経営動向その他諸般の事情を総合的に勘案して決定したものです。

第三者算定機関(山田 F A S 株式会社)の評価による本優先株式価値算定の結果[総合評価]は、E C F (エクイティ・キャッシュフロー)法による算定結果、時価純資産価額法による算定結果及び類似会社比準法(P B R 倍率法)による算定結果に基づき 176 億円から 239 億円とされております。(下記【ご参考 1】をご参照下さい。)

当行は、本優先株式の価値算定に当たり、現在の市場環境・経済動向、当行のファンダメンタル価値及びその他の事情を勘案し、E C F (エクイティ・キャッシュフロー)法による算定結果、時価純資産価額法による算定結果、類似会社比準法(P B R 倍率法)による算定結果及び市場株価法(モンテカルロ・シミュレーション)による算定結果並びに総合評価も合わせて

参考にいたしました。

なお、本優先株式の取得総額は、市場株価法の算定価格に従った場合に比べて当行の内部留保は相応の減少を招くこととなりますが、上記の価値算定手法を参照した総合評価の価格範囲には収まっております。

【ご参考1：山田FAS株式会社の算定結果】

[個別評価]

ECF（エクイティ・キャッシュフロー）法による算定結果

株主に帰属する将来獲得するキャッシュフローを現在価値に還元評価して算定する方法で、その算定結果は176億円から215億円になっております。

時価純資産価額法による算定結果

貸借対照表の資産負債を時価評価した上での純資産額を基に算定する方法で、その算定結果は239億円になっております。

類似会社比準法（PBR倍率法）による算定結果

類似会社の普通株式の市場価格と簿価純資産額を比較して算定した株主価値を基に算定する方法で、その算定結果は189億円から205億円になっております。

市場株価法（モンテカルロ・シミュレーション）による算定結果

普通株式の市場価格を基に算定する方法でその算定結果は68億円になっております。

[総合評価]

176億円から239億円になっております。

（上記 ECF（エクイティ・キャッシュフロー）法、時価純資産価額法及び 類似会社比準法（PBR倍率法）による算定結果に基づくものであり、上記 市場株価法（モンテカルロ・シミュレーション）による算定結果は参考とされています。）

【ご参考2：本優先株式の概要】

株式の種類	第一回優先株式
発行株式数	無額面優先株式 10,000,000 株
発行価額	1 株につき 2,000 円
優先配当金	1 株につき 22 円（非累積、非参加）
残余財産の分配額	普通株主に先立ち、1 株につき 2,000 円
取得価額（当初取得価額）	440 円（440 円）
取得価額の修正	取得請求期間中、毎年 3 月 31 日の時価（注）で修正
下限取得価額	440 円
取得請求期間	平成 15 年 3 月 31 日～平成 23 年 3 月 30 日
一斉取得日	平成 23 年 3 月 31 日

（注）時価とは、毎年 3 月 31 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の当行普通株式東証終値の平均値。

4．取引の相手方の概要

(1)名称	株式会社整理回収機構
(2)所在地	東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 廣一
(4)事業内容	貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、信託受益権の買取りなど
(5)資本金	2,120 億円
(6)設立年月日	平成 11 年 4 月 1 日
(7)大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
(8)当行と取得先の関係	
資本関係	取得の相手方は、本優先株式 10,000,000 株を所有しております。
人的関係	人的関係はありません。
取引関係	預金取引及び融資取引を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

以上